



# 避難に関する情報とは?

知っておこう!

災害の危険が迫って住民の避難が必要になった場合、市は避難に関する情報を発令します。市民の皆さんは各情報に応じた行動を取ってください。

警戒  
レベル3

## 避難準備・高齢者等避難開始

- 人的被害の発生する危険性が高まった状況です。
- 家族などとの連絡、非常持出品の用意など避難の準備をお願いします。
- 避難に時間がかかる高齢者などの要配慮者\*は避難場所などへ避難してください。

\*要配慮者とは、高齢者や子ども、障がい者など災害のときなんらかの手助けが必要な人のことです。(これまでは災害時要援護者といわれていました。)



防災情報編

警戒  
レベル4

## 避難勧告

- 人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況です。
- 対象地域の住民は、避難場所などへ避難してください。
- 「まだ、大丈夫」と自己判断せず、**早め早めに対応することが命を守るポイント**です。



警戒  
レベル4

## 避難指示(緊急)

- 人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況です。
- 対象地域の住民は、**避難をしなければなりません**。
- まだ避難していない住民は、**直ちに避難**してください。
- 万一避難できなければ、「**命を守る最低限の行動**」を取ります。



警戒  
レベル5

## 災害発生情報(命を守る最低限の行動とは)

すでに浸水が始まっているなど、**危険な状況の中での避難行動はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えます**。屋外での移動が危険だと判断した場合は、自宅か近隣建物の高所へ移動し、救助を待つことも検討してください。

**避難勧告が発表されていなくても早め早めに行動しましょう**

